

# 産業廃棄物税は、リサイクル等への取組への支援、不法投棄等の監視体制の強化、環境保全対策などに活用されています。

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるために、平成17年4月、九州各県が連携して導入した法定外目的税です。

**納税義務者**

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

**課税客体**

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

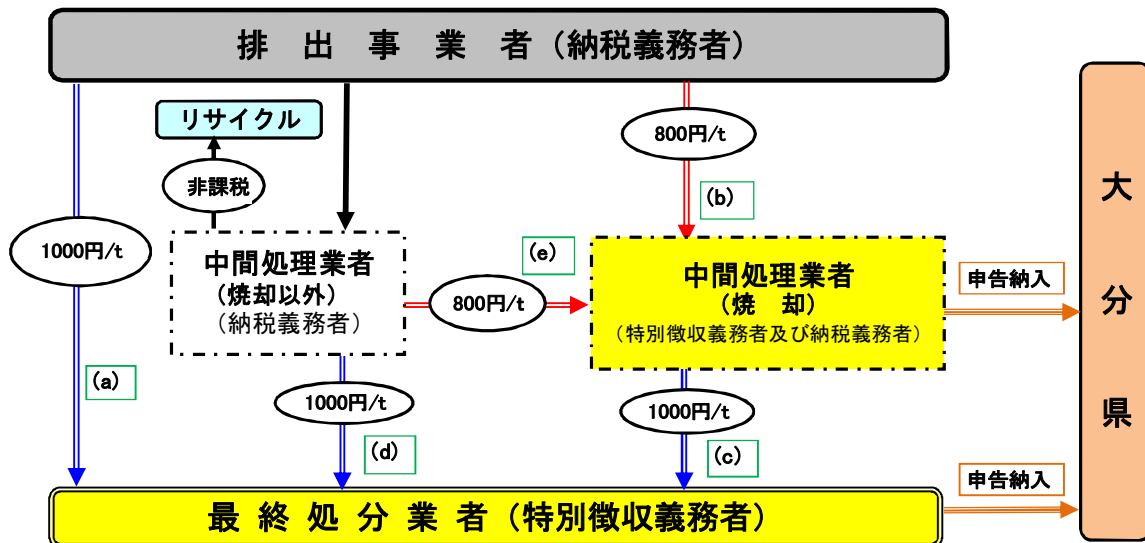
**税**

**率**

焼却施設への搬入 1トンにつき 800円  
最終処分場への搬入 1トンにつき 1,000円

**徴収の方法**

焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収（自己処理の場合は申告納付とする）



## 産業廃棄物税の負担について

産業廃棄物税は、排出事業者に実質的な税負担をしていただくことを前提にした仕組みとなっています。

	産業廃棄物の搬入例	排出事業者の税負担
①	直接最終処分場に搬入	最終処分に係る産業廃棄物税 (a)
②	直接焼却施設に搬入	焼却処理に係る産業廃棄物税 (b) と最終処分する場合の税相当額 (c)
③	焼却以外の中間処理を経て最終処分場に搬入	最終処分に係る税相当額 (d)
④	焼却以外の中間処理を経て焼却施設に搬入	焼却処理に係る税相当額 (e) と最終処分する場合の税相当額 (c)

※ 税相当額は、排出事業者が中間処理業者に支払う処理料金に上乘せされることになります。

# Q&A

## ■ 産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃プラスチック、がれき類などの廃棄物のことです。

一般家庭から生じる一般廃棄物には産業廃棄物税は課税されません。

なお、家屋、工作物等の解体等をする場合に生じるがれき類等は産業廃棄物であり、解体を請け負う業者が排出事業者となり、その解体料金には産業廃棄物税相当額が上乘せされることとなります。

## ■ どのようにして納めるのですか？

中間処理業者又は最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から処理料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、3カ月ごとに県に申告納入します。

また、排出事業者が自ら産業廃棄物を焼却処理や最終処分をした場合は、排出事業者が自ら産業廃棄物税の税額を計算して、3カ月ごとに県に直接申告納付します。

## ■ 納める税額はいくらになりますか？

最終処分場への産業廃棄物の搬入は、1トンにつき1,000円で、焼却施設への搬入は1トンにつき800円です。(重量は0.001t単位(0.001t未満の端数は切り捨て)、税額は1円単位となります)

(例) 排出事業者が焼却施設に12.345t搬入し、焼却施設から最終処分場に2.469t搬入された場合

排出事業者は、産業廃棄物税(9,876円(12.345t×800円))と税相当額(2,469円(2.469t×1,000円))を負担しなければなりません。(1円未満端数切り捨て)

なお、税相当額は処理料金の一部となるので、消費税の課税対象となります。

## ■ 税相当額は、いくら負担すればよいのですか？

通常は焼却に係る残さ率を2割としていますが、産業廃棄物の種類等によりリサイクルされる量及び焼却に係る残さ率が異なる場合もあるので、実態に即した税相当額を中間処理業者とよく話し合ってください。

## ■ 産業廃棄物の重量が分からない場合はどうするのですか？

産業廃棄物税は重量をもとに課税しますので、重量での計測が困難な場合には、規則で定める方法で体積を重量に換算します。

## ■ 排出した産業廃棄物がリサイクルされる場合はどうなるのですか？

リサイクルされる産業廃棄物には、産業廃棄物税は課税されません。

## ■ 産業廃棄物がマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルなど有効利用される場合はどうなるのですか？

マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルなど有効利用するものとして規則に定める施設への搬入については産業廃棄物税は課税されません。

## ■ 台風等の災害により発生した産業廃棄物にも課税されるのですか？

知事が課税が不相当なものと認める場合は、課税免除されます。

## ■ 税収は何に使うのですか？

リサイクル等への取組への支援、適正処理の推進、基盤整備の促進、啓発広報・環境教育の推進に活用します。

### お問い合わせ先

#### ○ 税額や納税方法に関すること

大分県総務部税務課課税班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

tel.097-506-2384

大分県税事務所課税第一課軽油・産廃税班

〒870-0021 大分市府内町3-10-1

tel.097-506-5773

#### ○ 税収の使途に関すること

大分県生活環境部廃棄物対策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

tel.097-506-3135

**ご理解とご協力をお願いします。**